

時事新報

經濟は自ら之を供給し又南北の防兵は運轉節應自在あるにあらされば永く處境を保ち一省の獨立を全くもるを得ず現に本島駐防及清賦の事宜並に陸地海底諸電線架設工事に至るまで着々其歩を進め本年内外には次第に整頓と告くへと惟鐵道の事業に至りては臣深く其利を信して疑はすと雖ども如何せん經費支出の途なきを以て遂に躊躇今日に及へり今幸に該委員等の計畫あり其事業を擧げて悉皆民間の資本ふ依頼し官府は多少の保護を與ふるのみにして將來坐玄にて厚利を收得をへき方案あれは頗る賛成するに足る所なり又鐵道を本島より創設するに就きての利益は驛遞開墾、商業の諸事業の外目前の大利便三あり請み我皇太后皇上の爲に之を奏陳せん

臺灣は四面皆海にして背面山路を除くの外は偏處防守を置きざるへからず基隆、滬尾、安平、旗後の四港には現に大砲を購入し砲臺を建造たりと雖ども其餘新竹、彰化、地方一帶海口、岐嶼を守禦輕易あらず如し一旦有事の日敵陸兵を派して猝然岸に登らば南北の聲援隔絶し全臺立ところに危急の勢を見すへ若し鐵道わりて兵隊の調發便易ならしめこ敵兵不意に登岸する等の虞なるへと是を海防ふ利便あるあり臺灣は既に一省を分建せられるを以て中央省城を建設し南北各路を控制せざるへからず其省城を建築すべき彰化橋中路地方は前任巡撫岑毓英審かよ察看を加へ臣亦前年九月に於て親く往見せしか其地勢平衍にして山と襟之海を帶び省城を置くに最も適當あり然れども山地に近接し水路の便を缺くを以て省城官衙廟宇等の建造に付き材料の運輸に不利なるのみならず建省の後も商賈來住するも意外に稀少ならんと恐る然るに鐵道開通するより臺南に至る六百餘里(清里)の間に亘大ある溪流三道なり春夏の際山水暴漲して旅人の通を杜絶し大甲、房裡の兩溪の如き毎年必ず座化せるもの數十人あり故に牢獄あり橋梁を架設するの議は目下に急迫せる一問題あり按するに大甲、房裡、曾文の三溪は其廣さ八里乃至十里ばかり其外數十丈乃至一百餘丈ある溪流二十餘條なり大甲溪は前任巡撫岑毓英が石壩を督造し水勢を殺さし尚ほ橋梁を建造せるに既に三十餘萬弗を費せり而して該石壩は數月の後山水の急漲に遇ひ全く破壊し石片は悉く推流され前功皆烏有に歸せり臣今各大小各溪上流の窄處よて橋梁を架設せんと欲しが其先例を示したれば臺灣鐵道の起業は敢て世人の疑惑を招かざると信す况んや上陳する如く目前の大利便あるに於てをや且つ臺灣は本部内地の情況と同一ならず鐵道は敷設の如きは商賈は勿論紳士も固より樂從するもの多く曾て異言を唱ふるものなきが如し准許を蒙らば臺灣大局に裨補する豈淺鮮と爲さんや伏して皇太后皇上の聖鑑訓示を乞ふ

左に謹で議定したる臺灣鐵道起業規程を進呈して御覽に供せ

第一條 基隆港より臺灣に至る六百餘里間に鐵道を敷設するに付き總て之鋼鐵軌道、汽輪車、客車、貨車其他線路に於ける橋梁は民間の承辦に屬す其工事資本銀一百萬兩は七箇年を以て悉皆償還をべき其利息は年六釐とし毎年に支拂ふものとす利益配當は収入の多寡を核量し更に議定する所を以て之と報告すべし

第二條 臺北乃至臺南に各地は約ね沃壤にして其民富裕なれば該鐵道敷設よりムべた土地は鐵道會社の資格を以て買入んとするときは必ず價格の昂貴を來し事業成功的妨害あれば其線路用地は總て

官府より規定該鐵道會第三基には共に數を増加し工處の工事に助せしめ迅第四條臺運賃も多額無代價と以第五條鐵社は其餘の收入して修人及司事員第六條鐵社は九割を社は之と經理は會社に於府は九割を第七條此官有に歸派遺して監鐵軌條は一用ふべし又第八條此は軌條機關注文し年賦員立會の上と營むた先とを得ざる